

令和7年度安平町民間賃貸共同住宅等建設助成金事業のご案内

安平町では、「子育て・教育」をまちづくりの柱として、若者が働き、結婚し、子どもを産み育てながら安心して暮らせる町を目指すため、子育て・教育環境の充実に取り組んでいます。

その一環として、子育て世代・ファミリー世代が入居できる「住まい」の充実化を図るため、民間賃貸アパートを建設する方（法人・個人）に対して、建設費用を助成する制度を設けています。

この度、令和7年度に係る助成金を活用し民間賃貸アパートを建設するための「企画提案」の募集を開始しましたので、お知らせいたします。

募集内容

企画提案型プロポーザル方式で助成金の認定候補者を選定いたしますので、助成金を希望する方は、下記の期日までに申込書に企画提案書（任意様式・裏面参照）を添えて提出してください。

★提案期間：令和7年4月9日（水）まで

☆企画提案書における重要事項

- ①間取りが2LDK以上 ②子育て世代に配慮した設計
③月額家賃設定 ④建設場所及び地域 ⑤その他、独自性や差別化

★企画提案書 提出先

下記の間合せ先までご提出ください。（プレゼン日程は後日お知らせします。）

※当事業に係る令和6年度予算が成立しない場合は、事業の認定を行うことはありません。

また、企画提案書の応募自体が、事業認定となるわけではなく、企画提案のプロポーザルにより、認定候補者を選定することとなります。

※企画提案に要する費用は、全て提案者のご負担となります。

助成金額

1棟あたりの助成金額

1, 200万円を上限とします。

①町内建設業者における施工 1戸あたり **150**万円 ×戸数

②町外建設業者における施工 1戸あたり **100**万円 ×戸数

【問合せ先】 〒059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町95番地

安平町政策推進課 政策推進G

電話：0145-22-2751 FAX：0145-22-2026

e-mail：m-suishin@town.abira.lg.jp

◇企画提案書における重要事項

- ①間取りが2LDK以上 ②子育て世代に配慮した設計
③月額家賃設定 ④建設場所及び地域 ⑤その他、独自性や差別化

上記の企画提案書における重要事項①～⑤以外の見込み事項

- ・住宅建設者（助成金申請者）
- ・住宅の戸数・階数、住宅の間取り
- ・住宅の管理方法
- ・建設場所等（自己所有・借地・今後取得見込等の別）
- ・建設工事の予定施工事業者（町内建設業者・町外建設業者の別）
- ・建設に係る事業費見込額
- ・助成金対象見込額
- ・資金計画（借入等の民間資金、自己資金、町助成金、その他）

◇アパート建設に伴う附帯施設

入居する者の生活上必要と認める下記の附帯施設を整備するものとする。

1. 1戸あたり車1台以上の駐車場を整備すること。
2. 概ね2平方メートル以上の広さの物置を設置すること。
3. 入居者が利用するゴミステーションを1個以上設置すること。

◇令和7年度 スケジュール

▶企画提案書の応募期限 令和7年4月9日（水）



▶プレゼンテーション、認定候補者の選定 令和7年4月下旬



認定候補者となった方のその後の手続き

- ・認定申請書の提出
建築基準法第6条第1項に規定する賃貸共同住宅等に係る建築の申請書を提出する前に安平町へ申請
- ・助成金の交付申請
建築基準法第6条第1項に基づく建築に係る確認済証を受け、賃貸共同住宅等の建設工事に着手する前に申請



▶アパート建設事業の完了 令和8年3月末までに完了すること

- ・実績報告書の提出
建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の交付を受け、当該賃貸共同住宅等の登記が完了した後に、実績報告書を提出



▶助成額の確定



▶助成金の請求



▶助成金の交付